

令和 7 年度

宇部市中小企業者等省工ネ設備導入補助金

募集要領

<申請受付期間>

令和7年5月15日（木）～ 令和8年1月16日（金）

※当日消印有効

※予算額の上限に達し次第、終了します。

※申請受付は先着順となります。

<受付・問合せ先>

宇部市 産業経済部 産業政策課

〒755-8601

山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8380

1 趣旨

中小企業者等の脱炭素化に向けた取組を促進するとともに、宇部市内の事業活動におけるエネルギー価格高騰による負担の軽減を図ることを目的として、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金を交付します。

2 補助対象者

以下の（１）と（２）の項目を満たす者を補助対象者とします。

（１）次のいずれかに該当する宇部市内に事業所を有する者

ア 中小企業基本法第２条に規定する中小企業者

※中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とは、資本金の額・常時使用する従業員数が下記の表に示す会社又は個人です。

主たる事業の業種	資本金の額・常時使用する従業員 (いずれかを満たすこと)
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	３億円以下 又は ３００人以下
② 卸売業	１億円以下 又は １００人以下
③ サービス業	５千万円以下 又は １００人以下
④ 小売業	５千万円以下 又は ５０人以下

イ 医療法人又は社会福祉法人であって、常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

ウ 中小企業者等協同組合、協業組合、協同組合等、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人であって常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

エ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第５条に規定される３４事業）を行う特定非営利活動法人、公益法人、学校法人であって常時使用する従業員の数が３００人以下であること。

オ 宇部市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織

（２）補助金の申請時に宇部市内で事業を行っており、かつ、省エネ設備を導入する宇部市内の事業所で引き続き事業を５年以上継続する意思を有する者

※「事業所」とは、中小企業者等が事業のための専有施設として所有若しくは賃借する事務所や店舗等で、常設的に事業を行っているものをいう。

【補助の対象とならない者】

ア 市税を滞納している者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項各号に規定する風俗営業等の事業を行う者

- ウ 暴力団、又は暴力団員、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- エ 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者
- オ 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者
- カ 宇部市から競争入札参加資格者の指名停止措置を受けている者
- キ その他市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

3 補助対象の省エネ設備

以下の（１）～（３）のすべての項目を満たす省エネ設備を補助対象の省エネ設備とします。

- （１）自らの事業活動に使用するために、宇部市内の事業所に導入する省エネ設備であること。
- （２）宇部市内に事業所を有する法人又は個人から導入する省エネ設備であること。
- （３）下表の要件の製品の種類のいずれかに該当する省エネ設備であること。

要件	製品の種類
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準達成率100%以上の製品	エアコン LED照明機器（電球のみ交換は除く） 冷凍冷蔵庫 温水機器（ガス・石油） エコキュート
経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品 （令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型 補助対象設備 一覧の製品）	高効率空調（業務・産業用エアコン等） 制御機能付きLED照明器具 冷凍冷蔵設備 業務用給湯器 産業ヒートポンプ 高性能ボイラ

※省エネ基準達成率100%以上の製品については、

「省エネ型製品情報サイト」〔 <https://seihinjyoho.go.jp> 〕 をご覧ください。

※省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型補助対象設備一覧の製品については、

「SII：一般社団法人 環境共創イニシアチブ」

〔 <https://sii.or.jp/setsubi06r/search/> 〕 をご覧ください。

【補助の対象とならない省エネ設備】

- ア 交付決定の日より前に当該省エネ設備の導入の契約等を締結している場合
- イ 変更交付申請をしたときに変更交付決定の日より前に当該省エネ設備の変更契約を締結している場合
- ウ 同一の導入省エネ設備において、国や他の地方公共団体等が行う補助金等が交付又は交付される見込みのある場合
- エ 自らが使用する事業所以外の住宅や社員寮、賃貸用物件等（マンション、アパート、テナント等）の省エネ設備
- オ 中古品、リース、レンタルの省エネ設備

4 省エネ設備の補助対象期間

補助金の交付決定の日から、令和8年2月6日（金）まで。

※補助対象期間に発注・納品・支払いが完了すること。

5 補助金額等

（1）補助対象経費

- ア 省エネ設備の導入等に必要な費用（購入費、据付工事費等）
- イ 省エネ設備への更新に伴う既存設備の撤去に必要な費用（撤去工事費、処分費等）
ただし、既存設備を下取りする場合は、当該対価の一部の額を控除した額とする。
（下取りとは、省エネ設備と引換えに、対価の一部として既存設備を譲渡すること。）
- ウ その他市長が必要と認める経費

（2）補助金の額

補助対象経費に2分の1 を乗じて得た額
ただし、1, 000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（3）補助金の上限 40万円

【補助の対象とならない経費等】

- ・消費税及び地方消費税に相当する額
- ・自社内部の取引による経費
- ・各種保証・保険料
- ・リサイクル料
- ・振込手数料等

6 補助金の申請

6-1 申請書類

- (1) 宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付申請書（様式第1号）
※申請書様式については、宇部市ウェブサイトからダウンロードできます
- (2) 申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書又はその写し（発行日から6月以内のもの）
- (3) 申請者が個人の場合は、本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカード等）
- (4) 宇部市内の事業所の所在地が確認できる書類（ウェブサイト、会社概要、地図等の写し）
※本社が宇部市外の場合のみ
- (5) 直近の確定申告書の写し（開業間もない場合は開業届の写し等事業実態が確認できる書類）
確定申告書別表一（法人の場合）
確定申告書B第一表（個人の場合）
- (6) 「証明日現在、市税に滞納がないことを証明します。」と記載がある宇部市が発行した納税証明書又はその写し（発行日から3月以内のもの）
- (7) 省エネ設備の導入に要する経費の見積書及び見積内訳書又はその写し
- (8) 位置図、平面図及び省エネ設備の内容等が確認できる図面
- (9) 省エネ設備導入前の該当箇所等の写真
- (10) 賃貸物件である場合は所有者の同意書
- (11) その他、宇部市が必要とする書類を追加で提出いただくことがあります

6-2 申請受付期間

令和7年5月15日（木）から令和8年1月16日（金）まで

（郵送の場合は当日消印有効）

※予算額の上限に達し次第、終了します。

※申請受付は先着順となります。

※同一の中小企業者等による複数回の申請はできません。

※法人の場合は法人単位の申請とし、法人全体で1回限り申請ができるものとします。

6-3 申請方法

電子申請又は郵送により申請してください。

※申請受付は、宇部市に到着した申請の先着順となりますので、電子申請をお勧めします。

(1) 電子申請

下記のフォームに必要事項を入力の上、申請書類を添付して申請してください。

<https://logoform.jp/form/yuJH/483012>



(2) 郵送申請

申請書類を下記宛先へ郵送してください。

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市産業政策課 省エネ補助金担当 宛

7 補助金の交付決定

申請内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認められる場合、交付の決定を行います。

なお、審査において現地調査を行う場合がありますのでご協力をお願いします。

審査結果は申請書類を提出した全ての申請者に概ね 2、3週間程度で文書にて通知しますので、交付決定通知書を受領後、省エネ設備の導入に着手してください。

※交付決定された補助金の額が補助金額の上限となります。

※実際の補助対象経費が申請時の額を下回った場合には、補助金の額も減額となります。

※申請内容を審査した結果、補助金を交付することが適当でないと認められる場合は不交付決定通知書を送付します。不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用等については、申請者の負担となりますのでご了承ください。

8 変更・取下げ

申請内容を変更するときは、事前に宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金変更交付申請書（様式第4号）とその変更内容が確認できる書類を添えて提出してください。

なお、補助金交付決定額のうち20パーセント以内の減額の変更をする場合で、補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合や、省エネ設備の導入に影響のない細部の変更の場合は変更交付申請書の提出は不要です。

補助金の申請を取り下げる場合は、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付申請取下書（様式第7号）を提出してください。

9 実績報告

省エネ設備の導入が完了したときは、その日から30日以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに下記の実績報告書等を提出してください。内容を審査し、補助金の額を確定します。

なお、審査において現地調査を行う場合がありますのでご協力をお願いします。

- (1) 宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金実績報告書（様式第8号）
- (2) 省エネ設備導入に要した経費の請求書及び内訳が分かる書類の写し
- (3) 省エネ設備導入に要した経費の支払を証する書類の写し（領収書等）
- (4) 省エネ設備導入後の該当箇所及び当該省エネ設備の写真
- (5) その他、宇部市が必要とする書類を追加で提出いただくことがあります

10 補助金の請求と支払い

補助金交付確定通知書を受領後、速やかに宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付請求書（様式第10号）を提出してください。

補助金交付請求書を確認後、補助金を指定の金融機関の口座へ振り込みます。

（請求内容に不備がなければ概ね2、3週間程度）

※補助金の振込通知は、口座振込による通帳記載に代えさせていただきます。

※申請者名義以外の口座への支払いはできません。

11 留意事項（必ずお読みください）

- （1）申請内容に不備があり、宇部市が指定した期限までに不備を解消できない場合には、申請を取り下げたものとみなします。
- （2）申請に関して必要となる費用は申請者の負担となります。
- （3）省エネ設備の導入が完了した後も補助対象設備を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。
- （4）この申請に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。
- （5）省エネ設備を導入した年度終了後、5年間は省エネ設備を補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供してはなりません。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ市長の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- （6）省エネ設備の導入の成果等、宇部市が必要と認める事項について、申請者に対し報告を求めることがあります。また、申請者は、宇部市が省エネ設備の導入に関して調査を行う場合は、その調査にご協力をお願いします。
- （7）申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。補助金が交付されているときには期限を定めて返金を求めます。これを納期日までに返金しなかったときは、申請者は、補助金を返金するとともに、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市が定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければなりません。
 - ・ 補助金の交付要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき
 - ・ 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき
 - ・ その他、宇部市が補助金を交付することが不相当と認めたとき

12 問合せ先

宇部市 産業経済部 産業政策課

TEL 0836-34-8380

FAX 0836-22-6013

メールアドレス syoukou@city.ube.yamaguchi.jp